

## 公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年2月27日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 晴れの国ガストロノミーツーリズム促進事業（岡山×香川 つながる食の大博覧会）企画運営業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年10月31日まで
- (4) 契約限度額 17,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が、大分類「5企画・製作」の「小分類5広告・広報」、「小分類6イベント企画・運営」及び「小分類7デザイン企画」の3つの分類に登録されており、格付区分がAであること。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。）
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなさ

れている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (8) 過去5年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

### 3 委託業務に関する事務を担当する担当する課の名称等

岡山県産業労働部 観光課 国内誘客班  
〒700-0824 岡山市北区内山下2-4-6  
電話 086-226-7382  
FAX 086-224-2130  
E-mail kanko@pref.okayama.lg.jp

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 技術提案参加手続等

#### (1) 委託仕様書の配布期間及び場所

##### ① 配付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月5日（木）までの午後9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

##### ② 配付場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県観光課のホームページからダウンロードすることができる。（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>）

#### (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

① 提出期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月5日（木）午後5時（必着）ただし、閉庁日を除く。

② 提出書類 技術提案参加資格確認申請書（様式1号）  
同種事業の実績に係る資料（過去5年以内）

岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全項目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類

※ 岡山県の証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。

③ 提出場所 上記3の場所に同じ

④ 提出方法 持参、電子メール、又は郵便等

（配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるもの

とする。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）  
電子メールでの提出の場合は、電話にて着信を確認すること。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和8年3月11日（水）までに、上記3あてに、電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(4) 仕様等に対する質問の受付及び回答

- ① 受付期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月3日（火）まで（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- ② 質問方法 上記3あてに「技術提案質問票」（様式第2号）により電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。
- ③ 回答方法 上記5（1）②の岡山県産業労働部観光課ホームページに掲載する。ただし、提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。
- ④ その他 質問受付締め切り後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 技術提案書の提出

本技術提案への参加資格があると認められた者は、次の書類の指定する部数を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 提案書

様式：原則A4横向きカラーの冊子の状態で提出すること。

[記載内容・留意事項]

提案書は、別途仕様書にて定める所与の条件を踏まえて作成すること。

② 見積書

A4様式自由とし、内訳、積算根拠がわかるように作成すること。

(2) 提出部数

提案書及び見積書 正本各1部＋副本各4部

(3) 技術案書等の提出期限及び場所

- ① 提出期限 令和8年3月12日（木） 午後3時必着
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵便等（配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとする。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

## 7 技術提案書の審査

### (1) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

### (2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

## 8 契約

選定された委託予定事業者との間で提案内容について協議を行った上で、契約を締結することとする。その際、提案内容の一部を変更する場合がある。また、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、契約を締結しないことがある。

なお、審査会で選定された業者が契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託予定事業者とし、提案内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。

## 9 特記事項

- (1) 技術提案書の作成及び応募に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された提案書等は、採否にかかわらず返却しない。
- (5) 提案内容は、双方で協議の上、変更する場合がある。
- (6) 今回の業務委託により作成される成果物の著作権は、全て岡山県に帰属し、二次利用についても何ら問題がないことを保証するものとする。また、素材の使用に係る使用料その他一切の費用は、制作費に含まれるものとする。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託予定事業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (9) 本業務は、当該事業に係る予算が議会において承認されることを契約締結の条件とする停止条件付業務であり、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。